

新学館に関する申し合わせ事項

この申し合わせは、新学生会館設立にあたって、学生と教授会の間で交わされたものである。これによって新学館においても、事実上の学生の自主管理・運営権が確立した。

教養学部と学生会館拡大運動実行委員会とは、4月10日における合意に基づき、課外活動共用施設の管理運営につき、次の通り申し合わせる。

1) 学部は、長年にわたる学生会館の正常な運営を評価し、共用施設の管理運営についても、管理運営委員会の議を経る他は、学部と学生の信頼関係に基づいて、これを学生の自主的活動に委ね、その管理運営が学生会館に関する諸規則（申し合わせ事項・規約・規則・細則）に基づいてのみ行われることを承認する。

2) 第1項の承認は、学生会館に関する諸規則を学生との合意によって修正することを妨げるものではない。

3) 本申し合わせは、第2項の修正完了後、教授会の承認を経て発効する。

附 管理運営委員会の定足数を3分の2にする。

附 管理運営委員会規則の改正は、管理運営委員会が発議し、教授会の承認を経る。

1981年4月11日